省　令

○文部科学省厚生労働省令第一号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の施行に伴い、診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月三十日

文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子

診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○農林水産省令第四号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第五条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（災害復旧事業計画概要書等の提出期限の特例）」を付し、附則に次の一項を加える。

3　平成二十三年に福島県において発生した災害に係る災害復旧事業について、法第三条第三項の規定による補助の比率により同条第一項第一号の経費につき同項の規定による補助を受けようとする場合、同条第三項各号の区分に従い、当該各号に定める比率を下らない比率によつてする同条第一項第二号の補助の経費につき、同項の規定による補助を受けようとする場合、法第三条の二第一項の規定による補助の比率により法第三条第一項第一号の経費につき同項の規定による補助を受けようとする場合又は法第三条の二第二項に規定する災害復旧事業につき、同項の規定を適用して同条第一項の規定により算出される比率を下らない比率によつてする法第三条第一項第二号の補助の経費につき、同項の規定による補助を受けようとする場合における第一条の規定の適用については、同条中「翌年一月三十一日」とあるのは、「翌年一月三十一日（災害による被害状況の把握が著しく困難であると福島県知事が認める市町村において実施する災害復旧事業に係るものについては、その把握が可能となつたとして福島県知事が定める日の属する年の翌年一月三十一日）」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第十八条第一項の規定に基づき、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十八条第一項の特別措置適用申請書に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十八条第一項の特別措置適用申請書に関する省令の一部を改正する省令

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十八条第一項の特別措置適用申請書に関する省令（昭和三十八年農林省令第四号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（特別措置適用申請書の提出期限の特例）

2　平成二十三年に福島県において発生した災害に係る災害復旧事業（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第五条第一項に規定する災害復旧事業をいう。）又は災害関連事業（同項に規定する災害関連事業をいう。）について、同項の規定による補助を受けようとする場合における第一条の規定の適用については、同条中「一月三十一日（災害による被害状況の把握が著しく困難であると福島県知事が認める市町村において実施する附則第二項に規定する災害復旧事業又は災害関連事業に係るものについては、その把握が可能となつたとして福島県知事が定める日の属する年の翌年の一月三十一日）」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二号

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第十二条第二項の規定に基づき、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月三十日

国土交通大臣　前田　武志

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則（平成十二年総理府令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条から第十条までを一条ずつ繰り上げる。

第十一条第三項中「第九条」を「第八条」に改め、同条を第十条とし、第十二条から第十四条までを一条ずつ繰り上げる。

別記様式第八中「（第７条第２項関係）」を「（第６条第２項関係）」に改める。

別記様式第九中「（第８条関係）」を「（第７条関係）」に改める。

別記様式第十中「（第13条関係）」を「（第12条関係）」に改める。

別記様式第十一中「（第14条関係）」を「（第13条関係）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―五五―一〇九

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表鹿児島県の項中「大島郡徳之島町亀津五五三の一　鹿児島地方法務局徳之島出張所」を「大島郡和泊町和泊一二の二　鹿児島地方法務局沖永良部出張所」及び「大島郡与論町茶花一三三三の一　鹿児島地方法務局与論出張所」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○外務省告示第十六号

平成二十二年二月二十一日にバグダッドで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がイラク共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十三年十二月十九日に効力を生じた。

平成二十四年一月三十日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、イラク共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とイラク共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。